

# 株式ミニ投資サービス終了にかかるとかかるQ&A

Q1 株式ミニ投資は、いつサービス終了しますか？

A1 平成30年6月15日(金)を以って、株式ミニ投資サービスを終了させていただき予定としております。売買のご注文最終日等は、以下の通りとさせていただきます。

買増しを除く買付注文最終日	平成 30年 4月 6日(金)
買増し注文最終日	平成 30年 6月 8日(金)
売却注文最終日	平成 30年 6月 14日(木)
サービス終了日	平成 30年 6月 15日(金)

Q2 現在保有している株式ミニ投資の残高はどうなりますか？

A2 サービス終了後は**株式累積(積立)投資へ移管させていただきます**。お客様の継続保有ニーズを第一に、換金面での利便性、および配当金等の権利面での優位性を考慮した結果、弊社として株式ミニ投資取引の残高は株式累積(積立)投資へ移管させていただくことが最善と判断したためです。また、残高移管にあたり、**お客様の特段のお手続きは不要です**。

Q3 サービス終了日までに保有残高を売却しなくてはならないのですか？

A3 お持ちいただいている株式については、サービス終了後に**株式累積(積立)投資へ移管させていただきます**ので、サービス終了日までにお客様のご意志と反した無理なご売却を行なっていただく必要はございません。また、残高移管にあたり、**お客様の特段のお手続きは不要です**。

Q4 株式累積(積立)投資の取引はしませんが、口座開設の手続きが必要なのですか？

A4 株式ミニ投資の株式を株式累積(積立)投資へ移管する際には、株式累積(積立)投資口座を自動的に開設させていただきますので、**口座開設等のお手続きは不要です**。

Q5 株式累積(積立)投資に残高移管すると、口座管理料がかかるのですか？

A5 通常は、株式累積(積立)投資口座の口座管理料をいただいておりますが、株式ミニ投資サービス終了に伴う残高移管等により、初めて株式累積(積立)投資口座に残高が発生するお客様については、株式累積(積立)投資の自動買付サービスのご利用開始までの間は口座管理料をいたしません。

Q6 サービス終了後は、ミニ株の配当金等を受け取れる権利はどうなりますか？

A6 サービス終了前に確定した権利につきましては、払込みがサービス終了後であっても株式ミニ投資取引にかかる配当金等としてお受け取りいただけます。

Q7 株式累積(積立)投資での売却方法はどのようにですか？

A7 株式ミニ投資でのご売却と同様に、毎営業日ご注文を受け、ご注文日の翌営業日に寄付価格で成立します。詳細は同封のリーフレットをご確認ください。

Q8 株式ミニ投資の残高を他の証券会社に移管できますか？

A8 株式ミニ投資の残高の名義は「大和証券株式ミニ投資口」となっており、弊社内にて持分を台帳管理しておりますので、他の証券会社への保有持分の移管はできません。

Q9 株式累積(積立)投資への残高移管に同意できない場合、どうすれば良いのですか？

A9 大変お手数ですが、同封の「『株式ミニ投資取引』お取扱い終了および約款の変更のお知らせ」に記載の異議申立てのお手続きをお願いいたします。

異議申立てをいただいた場合、平成30年6月15日(金)をもって、お客様よりお預りしております株式ミニ投資に係るすべての株式を弊社にて換金のうえ、お客様にお支払いいたします。なお、所定の期間内であれば単元株式への買増し又はご売却をご選択いただくこともできます。

(注) NISA口座内での単元振替は、単年買付での単元到達分のみとなりますのでご注意ください。